

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 7 年 4 月 14 日

海上保安庁長官

瀬口 良夫（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名 称 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構

（2）住 所 東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 1 号

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区 域 苫小牧沖および三陸沖海域（別添付図のとおり）

（2）期 間 令和 7 年 4 月 30 日～令和 7 年 6 月 3 日

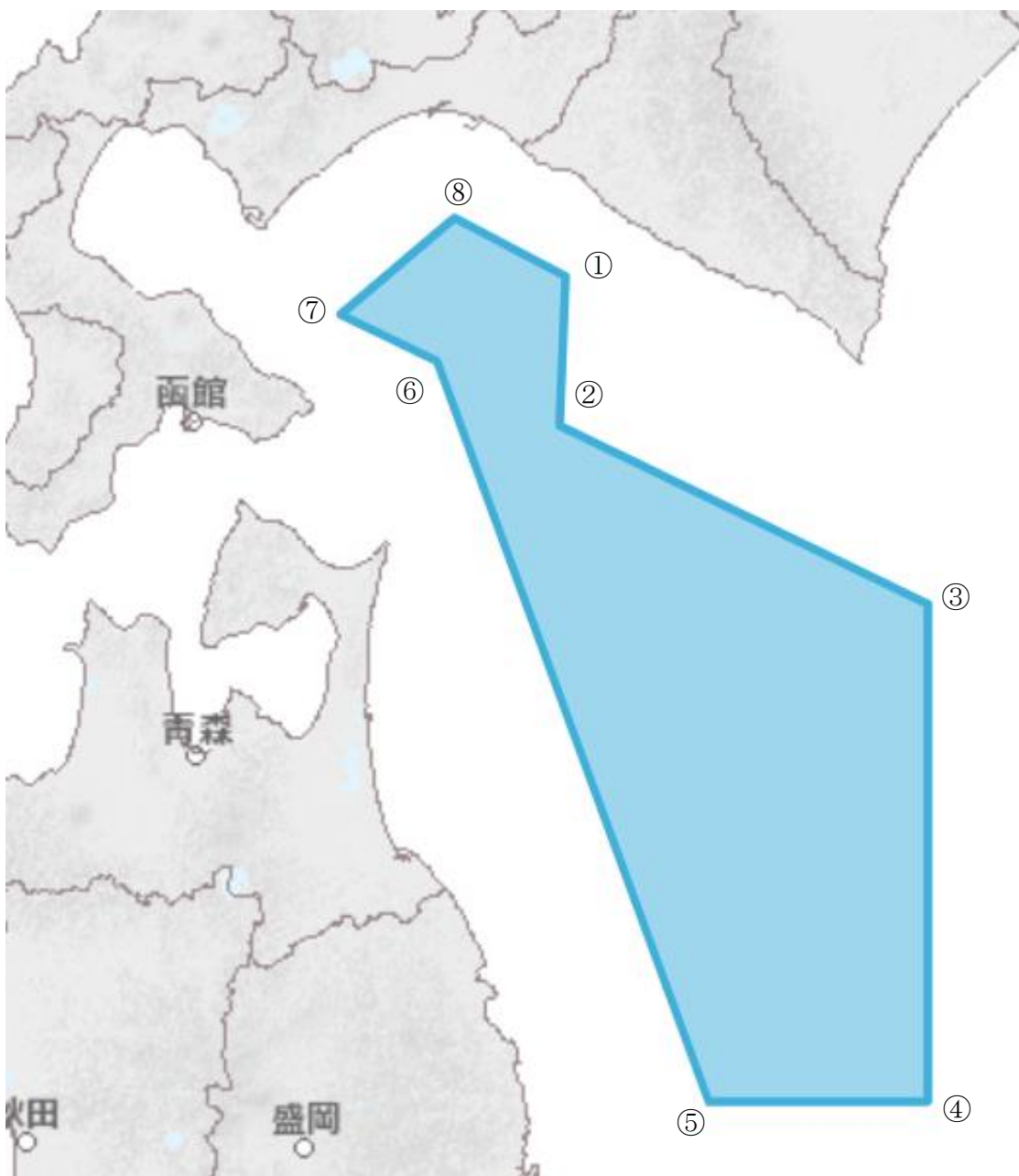
3 水路測量の実施方法

音波探査、DGNSS による測位、シングルビーム測深機による水深測定

4 その他必要な事項

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲揚

付図



No	緯度			経度		
1	42 °	10 ′	00 ″	142 °	08 ′	00 ″
2	41 °	45 ′	00 ″	142 °	07 ′	00 ″
3	41 °	15 ′	00 ″	143 °	30 ′	00 ″
4	39 °	50 ′	00 ″	143 °	30 ′	00 ″
5	39 °	50 ′	00 ″	142 °	40 ′	00 ″
6	41 °	56 ′	00 ″	141 °	39 ′	00 ″
7	42 °	04 ′	00 ″	141 °	17 ′	00 ″
8	42 °	20 ′	00 ″	141 °	43 ′	00 ″

背景図:海上保安庁、 (C) Esri Japan